

設計業務委託の最低制限価格等の適用について

ダンピング受注の防止や契約価格の適正化等を図るため、以下のとおり変動型最低制限価格制度における低入札基準価格の算定に中央公共工事契約制度運用連絡協議会（中央公契連）モデル式を採用します。

	播磨町
予定価格	事後公表
無効となる入札 (予定価格関連)	予定価格以上の入札
変動型最低制限価格 制度における低入札 基準価格	低入札基準価格 非公開 算定 公開 以下の各項目により算定した額の合計とする (ただし、予定価格の 60～80%の範囲で設定) (1) 土木関係に係る設計業務委託 ア 直接人件費の額 イ 直接経費の額 ウ その他原価の額×0.90 エ 一般管理費等の額×0.48 (2) 建築関係に係る設計業務委託 ア 直接人件費の額 イ 特別経費の額 ウ 技術料等経費の額×0.60 エ 諸経費の額×0.60
最低制限価格	事後公表 【変動型最低制限価格】 全入札参加者の入札価格の平均値の 90%とする。(ただし、有効な入札参加者が 1 社の場合は、最低制限価格は低入札基準価格の 90%とする。)

令和 6 年 4 月 1 日以降に執行する入札に適用します。

Q 予定価格以上の入札は指名停止になりますか。

A 予定価格が事後公表の場合は、無効扱いとなりますが、指名停止にはなりません。

Q すべての応札が予定価格を上回った場合はどうなりますか。

A 有効な応札全てが予定価格を上回った場合は、再度入札を行います。(再度入札は 1 回のみ)その際は、積算内訳書の提出は不要です。

なお、初回の入札で最低制限価格未満だった場合は、再度入札に参加することはできません。